

第 7 回葛城市入札監視委員会定例会議議事概要

(定例会議)

開催日時	令和 7 年 2 月 5 日(火) 午前 9 時 00 分～午前 11 時 00 分	
開催場所	葛城市役所 新庄庁舎 4 階 402 会議室	
出席委員	(委員長) 竹橋正明、(抽出委員) 松田拓士、村井愛	
審議対象期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日	
抽出事案	総件数 5 件(全 364 件)	議題①指名停止等の運用状況について
一般競争入札	1 件(全 61 件)	②再苦情処理について
指名競争入札	2 件(全 108 件)	③入札契約方式別の発注状況について
随意契約	2 件(全 195 件)	④抽出事案の審議について
委員からの意見・質問とそれに対する回答	意見・質問	回答
	今回の発注件数についてですが、前回に比べ増加していますが、理由はありますか。	市は会計年度主義が前提となっているので、年度当初の 4 月から 9 月の発注件数が増えます。10 月以降の発注は事業期間が短くなるため、発注件数は少なくなります。
	<b>【一般競争入札】</b>	
	<b>1. 水道用メーターボックスφ20 の購入【水道課】</b>	
	抽出理由：落札率が低いため。	
	予定価格の設定方法を教えてください。	市章を印字する等の特注品のため、納入可能な複数の業者から提出された見積額の平均価格を予定価格として設定しています。
	特注品の場合、落札率があまり下がらないと思いますが、落札率が低くなった理由を教えてください。	理由はわかりませんが、入札による競争性が働いたと認識しています。
	本業務にて発注されたメーターボックスは昨年度と同じ仕様で発注されていますか。	昨年度と同じ仕様で発注しています。
	落札率が低い場合、予定価格の根拠となった見積価格の妥当性に誤解を生じる可能性も考えられますが、市としての考え方を教えてください。	仕様に基づいて提出された見積のため、適正な見積書として認識しています。

	<p><b>【随意契約】</b>  <b>2. 第 05-5021 号 新庄浄水場副生成物対策のための実証実験業務</b>  <b>【水道課】</b></p>	
	<p>抽出理由：随意契約（地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号（緊急の必要））からの抽出。</p>	
	<p>随意契約（緊急の必要）とした理由を教えてください。</p>	<p>本業務は消毒副生成物の低減を目的に中塩素注入の効果確認を実証する業務であり、水質が悪化しやすい夏季までの実施が必要であったため、随意契約（緊急の必要）と判断しました。</p>
	<p>調査分析結果を適宜浄水場設備の調整、改造に反映させる必要があり、浄水場の施工、保守点検業務を行っている受注業者に随意契約することは理解できません。ただし業務内容等を考えると随意契約の理由は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号（競争入札に適さない契約）がふさわしいと思います。今後随意契約する場合は、業務の内容等を精査し、随意契約を行う理由の妥当性を明確にした上で契約するようにしてください。</p>	<p>了解しました。</p>
	<p><b>【指名競争入札】</b>  <b>3. 兵家・寺口緑化管理業務委託【管財課】</b></p>	
	<p>抽出理由：落札率が低いため。</p>	
	<p>毎年本業務と同様の業務が発注されていますか。</p>	<p>昨年度まではシルバー人材センターに委託していました。入札による発注は本年度からとなります。</p>
	<p>工事としての発注の場合、発注者は品確法を遵守する責務があります。最低制限価格設定の検討が必要ではないかと思いません。</p>	<p>市は道路維持のための除草は、工事として認識しており、最低制限価格を設定しています。本業務は委託業務との認識から最低制限価格を設定していません。</p>
	<p>建設業の就業者減少、品質確保、地域での雇用を考えると最低制限価格設定の検討が必要であると思います。法律の趣旨を踏まえて今後検討してください。</p>	<p>了解しました。今後検討します。</p>
	<p>工事と委託の違いを再度確認し、要求される成果等を考慮した上で発注を行ってください。</p>	<p>了解しました。</p>

<p><b>【指名競争入札】</b>  <b>4. 委第 06-301 号 しあわせの森公園植栽管理業務委託【都市計画課】</b></p>	
<p>抽出理由：落札率が低いため。</p>	
<p>予定価格はどのように決定していますか。</p>	<p>積算を基に決定しています。</p>
<p>毎年本業務と同様の業務が発注されていますか。発注されている場合、昨年度の落札率を教えてください。</p>	<p>発注年度により業務内容・範囲に多少の違いはあります。昨年度の落札率は54%程度です。</p>
<p>落札率が低いと思います。3の業務と同様、最低制限価格設定の検討が必要ではないかと思えます。</p>	<p>了解しました。今後検討します。</p>
<p><b>【随意契約(プロポーザル)】</b>  <b>5. 多言語観光案内看板設置工事【商工観光プロモーション課】</b></p>	
<p>抽出理由：発注部局のバランスを視点を抽出。</p>	
<p>本工事をプロポーザル方式にて発注した理由を教えてください。</p>	<p>本業務では、看板のデザイン、製作設置工事を行う業務です。設置看板は観光客を対象としており、PR 性や多言語等への配慮が必要なものです。そのため看板の製作・設置だけでなく、デザイン力等も有する業者を選定することがふさわしいとの認識でプロポーザル方式を採用しました。</p>
<p>プロポーザルでの評価項目について教えてください。評価項目に対する配点は公表していますか。</p>	<p>実施方針、看板のデザイン性、視認性、耐久性等を評価項目としました。配点は公表しています。</p>
<p>評価項目、配点等については選定委員が行っていますか。</p>	<p>発注担当課が行っています。</p>
<p>応募者の屋外広告物、条例等に対する知識、理解度等は評価項目に入れてありますか。</p>	<p>国、地方公共団体が発注した看板設置工事について実績件数に応じて加点評価しています。</p>
<p>選定委員に外部委員は入っていますか。</p>	<p>入っていません。内部委員（市職員）にて選定を行いました。</p>
<p>看板の設置場所の検討も含めた業務ですか。</p>	<p>設置場所はあらかじめ市にて選定しています。</p>

<p>委員会意見の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多言語観光案内看板設置工事の選定委員については、観光客へのPRを目的に設置する看板なので、外部委員を選定してもよかったと思います。今後プロポーザルの業務内容に応じて外部委員の登用を検討してください。</li> <li>・ 建設工事を発注する場合、発注者は品確法を遵守する責務があります。建設業の就業者減少、品質確保、地域雇用機会の拡大等法律の趣旨を考えて最低制限価格の導入を検討してください。</li> <li>・ 工事と委託の違いを再度確認し、要求される成果等を考慮した上で発注を行ってください。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の抽出委員に村井委員を選出した。</li> <li>・ 次回の定例会議の開催は、令和7年7月頃の予定とする。</li> </ul>